不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	私立幼稚園の閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	学校教育法第13条第1項

基準規定	学校教育法第 13 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 私立幼稚園が次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 (1) 法令の規定に故意に違反したとき (2) 法令の規定により町長がした命令に違反したとき (3) 6か月以上授業を行わなかったとき
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第30第3号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令(第13条第1項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根拠規定	学校教育法第 13 条第 2 項

<処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	学校教育法第 13 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 市町村の設置する幼稚園が次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合においては、教育委員会は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 (1) 法令の規定に故意に違反したとき (2) 法令の規定により教育委員会がした命令に違反したとき (3) 6か月以上授業を行わなかったとき
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第29の2第2号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日